

アトラクション助成金交付要綱

平成 25 年 12 月制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、静岡県東部地域で開催されるコンベンションの主催者に対し、予算の範囲内において、主催者がコンベンションの一環として開催するアトラクションに要する経費を静岡県東部地域コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）が助成金として交付できるものとし、その交付に必要な事項を定めるものとする。

(交付の条件)

第 2 条 助成金交付の条件は、以下の各号をすべて満たすものとする。

- (1) アトラクションがコンベンション日程に当初から組み込まれていること。
- (2) コンベンションの開催規模は、ビューローの開催助成金制度と同一であること。
- (3) アトラクションとは、郷土芸能、舞踊、楽器演奏、演芸、体験等の催し物をいう。
- (4) アトラクションの出演団体（個人）は、ビューロー圏域に活動拠点を置くものであること。

(助成金額)

第 3 条 交付する助成金の額は、当該コンベンションにつき 1 回、1 万円を限度とする。
ただし、出演料が 1 万円に満たない場合は、その額とする。

(その他)

第 4 条 本助成金交付の申請方法等については、別に定める。